

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年7月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム制度改正 対応業務(精神障害者手帳の旅 客運賃減額区分対応)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	3,658,600	R7.7.22	<p>本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、精神障害者手帳において旅客運賃減額区分に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあつての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	介護事業 者課	228-7348	介護職員等処遇改善加算の取 得促進のための支援事業	公益財団法人 介護労働 安定センター 大阪支部	1,587,344	R7.7.25	<p>本業務委託契約の目的は、介護職員等処遇改善加算の未取得事業所や取得済事業所の上位区分への取得促進を行うことであり、専門的な相談員の配置が必須となる。</p> <p>大阪府内では、同一法人が複数事業所を運営しており、かつ事業所所在地が複数の市町村にまたがる場合も少なくなく、処遇改善加算取得の有無等は、運営法人の意思決定が大きく影響している。そこで、大阪府・大阪市・堺市が同一業者に委託することで、法人単位での名寄せが容易に可能となり、1法人との調整で複数事業所が処遇改善加算取得に繋がるといった波及効果が期待され、全体の事務を効率的に進めることが可能となる。</p> <p>以上により、入札による業者に業務を委託することは適さず、大阪府が指定する事業者と随意契約を締結するものとする。なお、大阪府・大阪市・堺市の3者で共同実施する旨の協定書を令和7年5月15日に締結済である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	